

【令和7年4月1日適用】

■訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／2 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1,176 単位	1,176	1 月につき		
A2	1221	訪問型独自サービス／2 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合		2,349 単位	2,349			
A2	1331	訪問型独自サービス／2 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3,727 単位	3,727			
A2	2421	訪問型独自サービス／2 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287	1 回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス／2 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位		179	
A2	2631	訪問型独自サービス／2 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220 単位		220	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163 単位	163			
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		12 単位減算	-12	1 月につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		23 単位減算	-23		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		37 単位減算	-37		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1 回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 2			(2)生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算		-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算		-2
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		12 単位減算	-12	1 月につき	
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		23 単位減算	-23		
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		37 単位減算	-37		
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1 回につき	
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 2 2			(2)生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算		-2
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／2 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算		-2
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1 月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1 月につき		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1 月につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1 回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1 月につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1 回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1 月につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1 回につき		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200単位加算	200	1 月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100			
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算		(1 月に 1 回が限度)	50単位加算	50	1 回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 245/1000 加算		1 月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221/1000 加算				
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の 187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の 184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の 158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の 142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			㊦介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の 139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の 76/1000 加算				

新設したところ
変更したところ
廃止したところ